

埼玉県入札参加停止措置業者一覧表(工事・物品)

令和8年7月11日現在

業 者 名	登録名簿	許可番号 (工事)	業者番号 (物品)	所 在 地	入 札 参 加 停 止 期 間	入 札 参 加 停 止 の 理 由
株式会社クリーン工房	工事 物品	—	0000002262	さいたま市	令和8年4月22日 ～ 令和8年7月21日 3か月	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。 これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役(当時)は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社東日本宇佐美	物品	—	0000017225	さいたま市	令和8年4月30日 ～ 令和8年10月29日 6か月	公正取引委員会が、軽油販売業者による価格カルテル事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、令和8年4月17日、検事総長に告発したため。
スバル興業株式会社	工事	—	—	東京都 千代田区	令和8年5月13日 ～ 令和8年11月12日 6か月	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
日本ハイウェイ・サービス株式会社	工事 物品	00-004057	0000000815	東京都 千代田区	令和8年5月13日 ～ 令和8年11月12日 6か月	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。